

議会告示第三号

農業委員会等に關する法律第十二條に  
よる農業委員会委員を推薦せられたい

昭和十九年九月十九日提出

三朝町議會議長 天野廉三



岸田秀悦

米原輝男

能見博信

右三名推薦の場を定する

東伯郡三朝町議會議長 天野廉



又町内臨時町議会案件の町道止の件  
は取消致します

農業委員會法第十二條

一 市町村長は、選挙による委員の外、五人を限り省令で定めたる農業協同組合又は農業共済組合の推薦したる当該農業協同組合又は農業共済組合の理事及び当該市町村の議會の推薦したる農業委員會の所掌に属する事項につき、學識経験を有する者を委員として選任しなればならない。

二 前項の規定により市町村長が選任する委員の總数は、当該農業委員會の選挙による委員の定数の三分の一をこえることのできない。

農業委員会所掌事務（農業委員会法第6條）

第一項

農業委員会は、その区域内の左に掲げる事項を処理する。

一 農地法（昭和三十七年法律第百二十九号）その他の法令により、その

権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林（以下「農地等」といふ）

の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項

二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）その他の法令により

その権限に属させた農地等と交換分合及びこれに附随する事項

三 前各号の外法令によりその権限に属させた事項

第二項

農業委員会は左に掲げる事項を処理することが出来る。

一 農地等の利用関係についての斡旋及び争議の防止に関する事項

二 農地等の交換分合の斡旋その他の農地事情の改善に関する事項

第三項

農業委員会は左に掲げる事項に係る総合計画の樹立及びその

実施に於て市町村長に建議し、又は市町村長の諮問に應じて

答申することが出来る。

一 農地の開発、改良、保全その他の土地の生産条件の整備及び土地

利用の高度化に関する事項

二 農業技術の改良その他の農業生産に関する事項

三 農畜産物の加工、販売その他の処理に関する事項

四 その他農業政策の合理化及び農民生活の改善に関する事項